

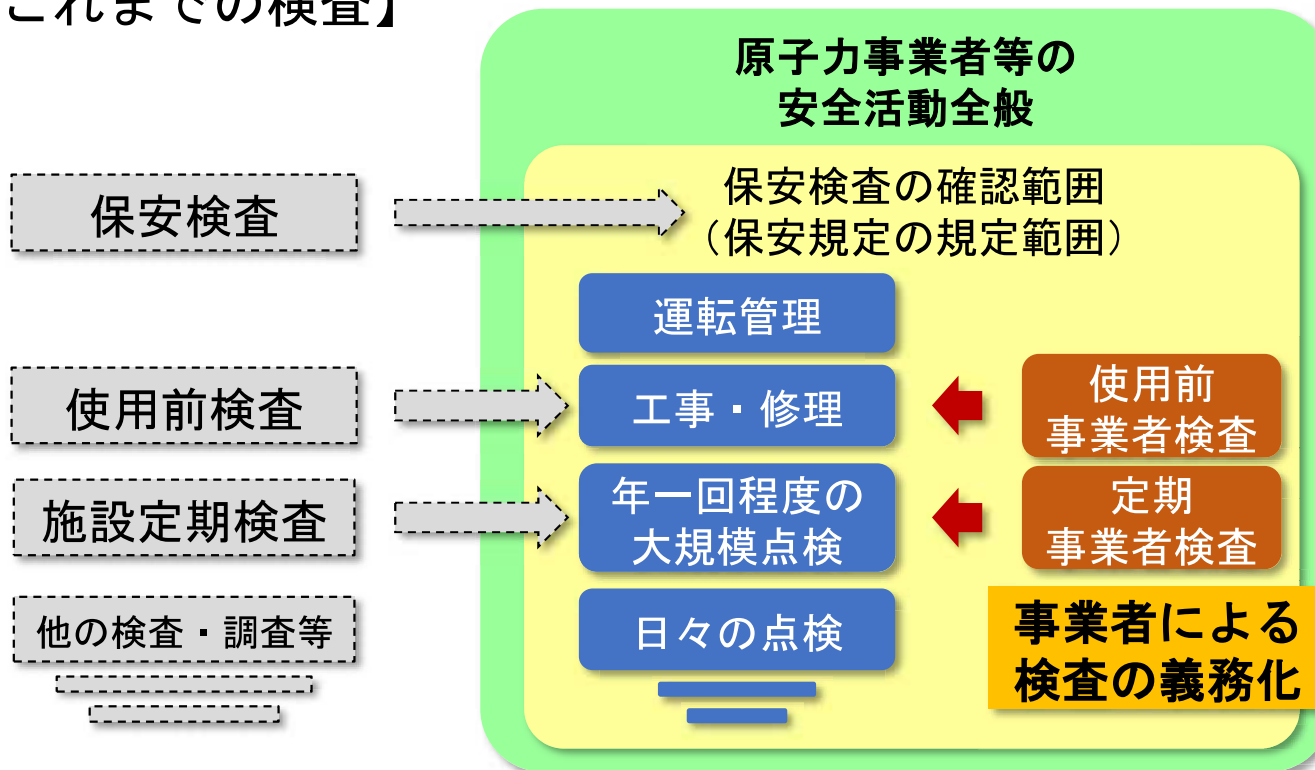
1 新しい検査制度（原子力規制検査）

令和4年度第1回茨城県原子力安全対策委員会
参考資料1-1

※令和4年度第1回新潟県原子力発電所の安全管理に
関する技術委員会資料No.1から抜粋
※一部、茨城県において追記

- ・規制要求への適合を維持することは、事業者の一義的責任であり、施設等の検査は事業者が実施する仕組みとした。
- ・規制機関は、事業者の全ての安全活動を監視・評価を行う。
- ・規制機関の検査は、原子力規制検査に一本化した。

【これまでの検査】



【新しい検査】

原子力規制検査

- ・事業者の検査の実施状況
 - ・講ずべき措置の実施状況
 - ・その他の措置の実施状況
- 他

(1) 原子力規制検査のポイント (1/2)

1. 検査対象は事業者の全ての安全活動であり、検査したい施設や活動や情報に自由にアクセスできる。
(フリーアクセス)
2. より多くの時間を安全上重要なものの検査に使うとともに、実際の事業者の活動を現場で確認する。
(リスクインフォームド、パフォーマンスベースト)
3. こうした検査を通じて確認された安全上の問題を指摘することで事業者の改善活動を促進させる。

(1) 原子力規制検査のポイント (2/2)

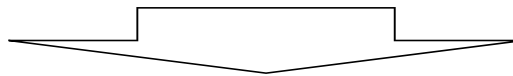
実際安全活動を重視：パフォーマンスベースト

「規定されたルールや手順に従っているか」よりも、「実際の活動が、本来あるべきもの※で適正であるか」に着眼する。

※「本来あるべきもの」とは、規制要求を満たしていることに加え、事業者が自ら設定した基準や管理目標を満たしていることも含む。

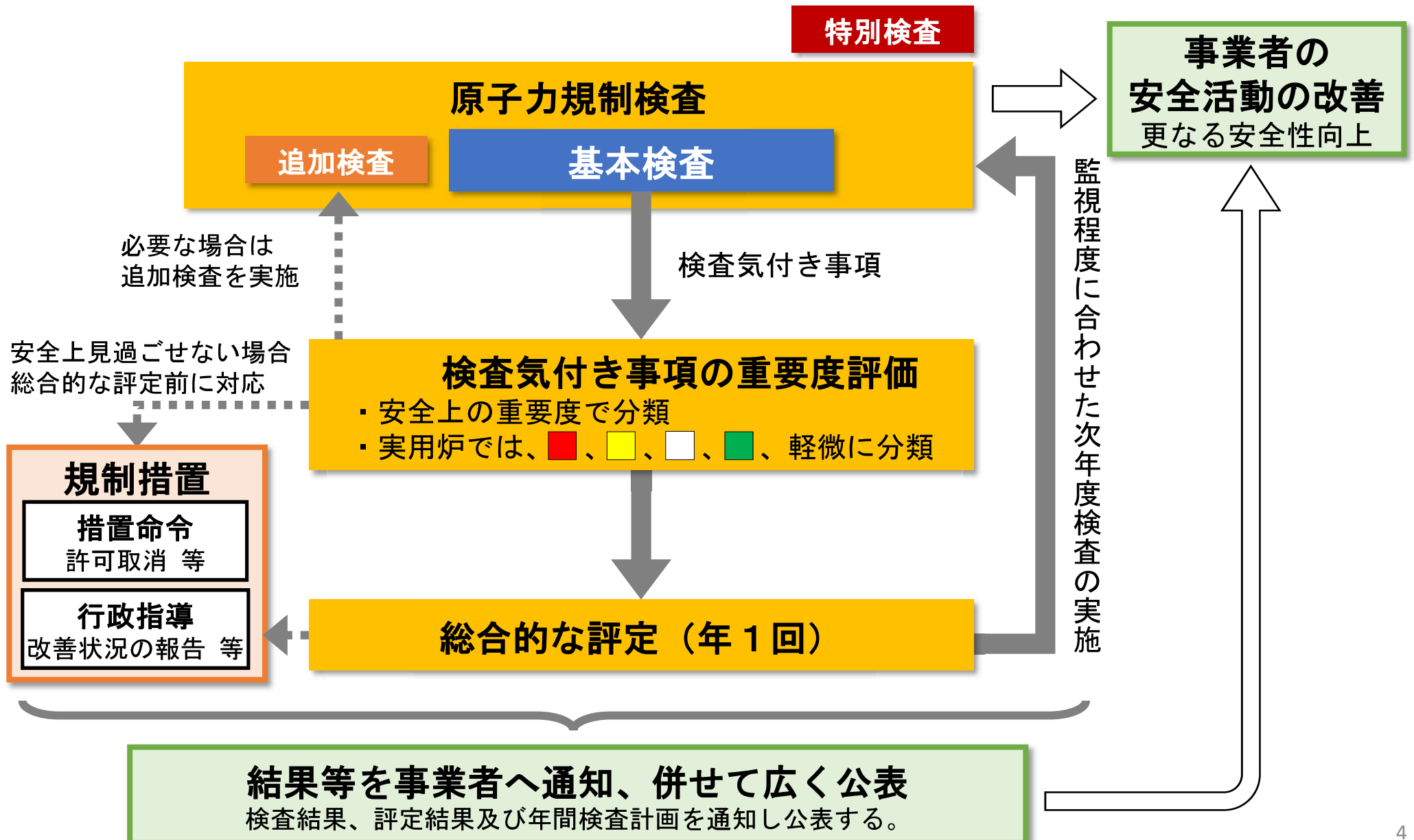
リスク情報の活用：リスクインフォームド

定量的リスク評価や設備の重要度クラス、施設の状態、他施設を含む運転経験などのリスク情報を総合的に活用する。



リスク情報を活用し、より重要な設備や安全活動を検査対象として選定し、現場で設備の状態や安全活動の状況を検査する。

(2) 原子力規制検査の流れ



(3) 原子力規制検査の種類

検査の種類別	内容	実施者
基本検査	事業者の安全活動に対して、年間を通じて行う検査であり、以下の二つの区分がある。	
日常検査	事業者の日常的な安全活動を監視する検査	各原子力規制事務所の検査官
チーム検査	特定の検査対象について専門的知見から、時期を定めて行う検査	検査官でチームを編成

基本検査の結果、
事業者の安全活動に劣化が確認された場合

検査の種類別	内容	実施者
追加検査	劣化が確認された事項に特化した検査。 劣化の程度に応じて検査を設定する。	検査官でチームを編成

検査の種類別	内容	実施者
特別検査※	異常な事象等の発生した場合等に、その状況を把握するもの。	検査官等でチームを編成

※原子炉等規制法に基づく立入検査として実施

(4) 検査結果の評価 ①スクリーニング

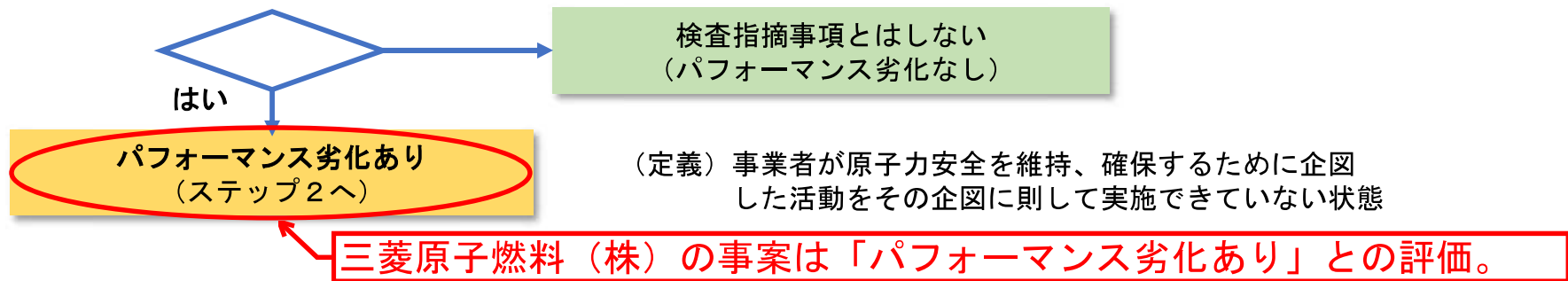
検査で気付いた安全上の懸念事項のスクリーニング（検査指摘事項に該当するかの評価）

ステップ1： パフォーマンス劣化があるか？

検査気付き事項 は

条件1： 規制要求や自主基準を満足することに失敗している状態
及び

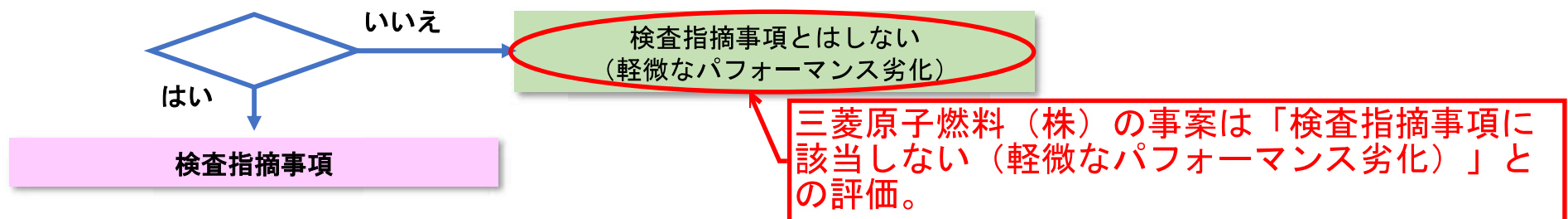
条件2： それが合理的に予測可能で、予防措置を講ずることが可能



ステップ2： そのパフォーマンス劣化は、「軽微」を超えるか？

そのパフォーマンス劣化 は

確認されたパフォーマンス劣化は、活動目的を達成し、原子力安全を維持することに影響を与えているか？



(4) 検査結果の評価 ②重要度及び深刻度の評価

検査指摘事項

軽微なパフォーマンス劣化に該当する場合は、深刻度の評価のみを実施する。

重要度の評価

安全への影響の程度

原子力安全上の重要度を評価する。

重要度の評価結果

【実用発電炉】

【核燃料施設等】

高 ↑ ↓ 低	赤	追加対応あり
	黄	
	白	
	緑	

深刻度の評価

法令違反等の程度

- ①法令違反があったか？
- ②委員会の規制活動に影響したか？
- ③原子力安全に実質的に影響したか？
- ④意図的な不正行為があったか？

深刻度評価結果

SL I	重大な事態
SL II	重要な事態
SL III	一定の影響を有する事態
SL IV	影響が限定的

三菱原子燃料（株）の事案は検査指摘事項に該当しない（軽微なパフォーマンス劣化のため、重要度評価は「なし」。

三菱原子燃料（株）の事案は②、④に該当しており、深刻度は「SL IV（通知あり）」との評価。